

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和5年9月14日(2023.9.14)

【公開番号】特開2022-100770(P2022-100770A)

【公開日】令和4年7月6日(2022.7.6)

【年通号数】公開公報(特許)2022-122

【出願番号】特願2020-214963(P2020-214963)

【国際特許分類】

G 03 G 15/02 (2006.01)

10

【F I】

G 03 G 15/02 101

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月5日(2023.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

軸体と、前記軸体の外周面上に形成された弹性体層と、前記弹性体層の外周面上に形成された表層と、を備え、

前記表層が、バインダーポリマーと、粗さ形成用粒子と、表面改質剤と、を含み、

前記表面改質剤が、フッ素系またはシリコーン系のノニオン性改質剤であり、

前記ノニオン性改質剤のノニオン性の基の炭素数が2~8である、電子写真機器用帶電ロール。

【請求項2】

前記粗さ形成用粒子が、カルボニル基を有するポリマーで構成される、請求項1に記載の電子写真機器用帶電ロール。

30

【請求項3】

前記バインダーポリマーが、カルボニル基を有するポリマーで構成される、請求項1または請求項2に記載の電子写真機器用帶電ロール。

【請求項4】

前記表面改質剤が、前記粗さ形成用粒子の周りに偏在している、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の電子写真機器用帶電ロール。

【請求項5】

前記表層の前記粗さ形成用粒子が存在している部分の表面における前記表面改質剤の量が、前記表層の前記粗さ形成用粒子が存在していない部分の表面における前記表面改質剤の量よりも多くなっている、請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の電子写真機器用帶電ロール。

40

【請求項6】

前記表面改質剤が、フッ素系のノニオン性改質剤である、請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の電子写真機器用帶電ロール。

【請求項7】

前記表層における前記粗さ形成用粒子の粒子間距離の平均値が10μm以上50μm以下であり、前記表層における前記粗さ形成用粒子の粒子間距離の偏差値が30以下である、請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の電子写真機器用帶電ロール。

50